

## 平成 30 年度第 2 回療育支援専門部会 議事概要 (H30. 11. 28)

### 1 開 会

障害福祉事業課長挨拶

### 2 議 題

#### (1) 審議事項

- ・障害児等療育支援事業について

#### (2) 報告事項

- ・市町村乳幼児健診における発達障害の早期発見について
- ・保育所等における障害児を対象とする優先利用の実施状況について
- ・千葉県袖ヶ浦福祉センター見直しの進捗に関する総括評価（答申）について
- ・千葉県総合支援協議会専門部会委員の任期について

### 3 その他

(出席) 佐藤部会長、江ヶ崎委員、小野委員、小島委員、竹内委員、田中委員、谷口委員、西山委員、  
長谷川委員、福留委員、前本委員、山本委員、吉野委員

(欠席) 吉田副部会、石井委員、鈴木委員、田熊委員、新福委員、二瓶委員、林委員

(20:00 終了)

### ○会議概要

- ・障害福祉事業課長の挨拶

障害福祉事業課長の岡田でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の障害者施策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの、本県における障害者雇用率の算定誤りにつきましては、障害者雇用を率先して行うべき行政機関として大変申し訳なく、委員の皆さまに深くお詫び申し上げます。

県としましては、再発防止のため、適正な報告を徹底することとしており、 当課におき

ましても、引き続き、第六次千葉県障害者計画に基づき、「障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実」に取り組んでまいりますので、今後とも御助言を賜りますようお願いいたします。

さて、本日の議題は、審議事項1件、報告事項4件を予定しております。はじめに、平成31年度の障害児等療育支援事業について御審議をいただいた後、①市町村乳幼児健診における発達障害の早期発見について、②保育所等における障害児を対象とする優先利用の実施状況について、③袖ヶ浦福祉センター見直しの進捗に関する総括評価（答申）について、④千葉県総合支援協議会専門部会委員の任期について報告させていただきます。委員の皆様には、忌憚のない活発な御議論を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【佐藤部会長】**

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

まず、審議事項として、「障害児等療育支援事業について」、事務局から説明をお願いします。

**【障害福祉事業課】**

障害福祉事業課の佐藤と申します。障害児等療育支援事業について説明いたします。関連資料は、資料1-1～1-3までとなります。資料1-1をご覧ください。

現在、千葉県では、県単独の事業として障害児等療育支援事業を実施しております。療育支援事業の目的は、1の事業目的に記載のとおりです。事業の実施主体は千葉県ですが、毎年、障害児通所支援事業所や入所施設、障害福祉サービスを実施している法人等が県に対し事業の実施に係る協議を行い、その法人等に対し県が事業を委託し実施しています。

支援の対象者は、県内（千葉市・船橋市・柏市を除く）に在住する在宅障害児等及び家族です。

利用にあたっては、多くの方に必要な支援が行き届くよう、年間利用回数を定めており、資料1-1の4の表のとおりとなっています。

続いて、事業の実績についてですが、近年、事業所数は50か所ほど、予算額は約1億円、決算額は約7900万円となっております。平成30年度は、実施事業所数は55か所、予算額は9900万円となっております。

平成31年度の事業者募集が来年1月末以降から始まる予定ですが、県としては、先ほ

ども申しあげましたように多くの方に必要な支援が行き届くよう、今後も年間利用回数を定めていきたいと考えています。また、前年度中の実施協議の段階では予算額を上回る協議額となっており、いくつかの事業者に対して協議額を調整させていただいているにも関わらず、決算額は予算額を大きく下回っています。そのため、執行残対策でもありますが、年間利用回数を原則としつつ再協議の仕組みを検討するとともに、予算に余裕がある場合には協議額の範囲内での利用・請求も可とすることを考えています。

参考までに、資料1-2として、30年度の募集要領、資料1-3として、現行の実施要綱をお配りしています。

また、本日欠席の前本委員から、療育支援事業に係る意見もいただいています。該当箇所は、意見に係る資料の裏面です。

31年度の療育支援事業の事業者募集について、よい方策やご意見等ありましたらよろしくをお願いします。

以上説明を終わります。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございます。委員の皆様からご意見等ありましたらお願いします。

**【長谷川委員】**

資料の1-1の実績の所で、予算額がだいたい1億円程度、決算が7900万ということで、これが実質、回数が決まっているということでしたが、当初出しますよね委託契約を結ぶ際に、それは先ほどの説明では上回っているんだけども実質の支払いが7900万だったということで理解してよろしいのでしょうか。

**【障害福祉事業課】**

はい。当初の協議の段階では、9900万円を上回る額ではあったのですが、年度が終わってから、支払の実績を見ると7900万円、大きく予算を下回っているという状況です。

**【長谷川委員】**

その実績を踏まえまして、範囲内で最初の協議よりもさらに範囲内であれば支払うということでお支払いになった額だと思うんですが、前本委員の式番目の所を書いてある回数制限や年度初めの実施回数の申告による予算配分を改善すべきだという事が書かれていると思うんですが、範囲内で払っているのであれば、このご意見は私には理解しかねるところ

ろですが、どのような意図があるかわかりますか。ご本人がいないとわからないとは思いますが。

【吉野委員】

吉野と申します。療育支援事業の方では、事務局をさせていただいているので、毎年実態調査、アンケートをしまして、今年度は30日が締め切りなので、まだ今年度の実態が出てこないんですけども、協議をします時には自分たちの必要数を書くんですけど、県に協議書を提出するときには、ただ実際には4期に分かれていて、4期ごとに請求を出すんですけども、それで回数が上回っていると、そこで切られてしまうんですね。そうしますと実態として、例えば一人のお子さんを集団療育で一週間に2回やりました、そうするとその一人のお子さんに対してひと月に8回から10回やります、それが12カ月あります、そうしますと144回になるんですけどもそれが全く通らないのでひと月に壱回分ずつを例えば、具体的に一人のお子さんの1年に12回分の請求を出せば通るので、請求をして現実にその請求金額に対してお金が入ってくるので、今年度も少し再協議があったんですけども、その時にもこれぐらいだったら通るだろうということで全部の実態実施実数を請求として出しているわけではないのが、外来療育をしている所と相談ではなく訪問療育をしているところはほとんど100パーセントに近いぐらい自己犠牲をしまっている。でも最初から通らないので、もらわないでやってらっしゃるのが80パーセント以上です。公立に関しては、公立と私立があるんですけども、市町村でどうかなさっている所もあるので、それを補填してやっているか全く切ってしまっているか今調査中ですけども、今年度はもう少し明瞭にどの程度を請求してどの程度を実施して、どの程度をどうというのがはっきりわかってくるかと思います。実際に実施した件数等は調査しております。それともうひとつ。施設支援指導も回数制限がありますので、その回数制限に則って、例えば保育園等へ伺うことはなかなか難しいので、調圧な時期には1週間に1回ぐらいの割合で2、3カ月パーッと行ってあとは半年に1回とか、1カ月に1回とかの割合になったりするんですけども、そこも1年でご自分たちそれぞれの事業所の判断でこの程度なら通るだろうという回数に減らしてしまっているというのが現実的な実態で、その数字はまだ来月の中旬にならないと上がってきませんが、この予算に合わせてというのが事業所の実態です。かなり自己犠牲がすごいのでこれだけ余っちゃってるみたいな感じがすごいですけれども、回数制限が出た時点で自己犠牲がかなり強くなってきているの

は事実で、ボランティア的な事業実施がとて多くなってきました。そのパーセンテージは12月中旬以降にならないとわかりません。

【佐藤部会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【福留委員】

27年度から利用制限の回数が入ったと聞いているんですけれども、平成26年度までの利用回数の制限がなかったときは、予算額、決算額はどうなっていたのか分かれば教えてください。

【障害福祉事業課】

まず26年度なんですけど、予算額が当初は9480万円、最終予算が1億675万円なのですが、決算額が1億368万円です。25年度のデータも手元にありますが、最終予算1億669万円、決算額が1億667万円です。それ以前のデータについては今手元にありません。

【佐藤部会長】

ありがとうございました。今の数字も踏まえて何かありますか。

このサービス自体は全国のなかでも、数カ所しか展開していません。この予算規模でやっているのは何本かの指に入るというのは、以前事務局から説明頂いた通りであります。回数制限の問題も、やはり困難事例に関しては手厚く何度も対応の機会が出てくるのも当然出あって、ただし一方でできるだけ幅広く支援を要する子どもたちに広げていこうという趣旨もあります。そのため、回数制限を導入しました。それによって結果として、かり予算が抑えられているという現実もあります。予算が余っている場合は年度内に再調整をするという、これは今年度からですか？それとも今までもされていたんですかね。

【障害福祉事業課】

年度内の再調整については、これまでは行っておりません。30年度は今のところ考えてはいないですが、もしやるとすれば31年度からそのような運用をしたいと考えています。

【佐藤部会長】

これは予算が余りそうな場合に、もう少しできますよといった形で周知するという事ですか。それとも実施要綱の第8条に回数制限しますよと記載がありますが、「ただし書き」

があり、利用上限回数を超える場合は障害福祉事業課と協議するという形になっていますが、これに準拠する形の取り組みになるのでしょうか。

**【障害福祉事業課】**

具体的に決めているわけではないですが、このあたりの要綱の文言に基づいてやる予定です。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございます。12月になるともう少しわかるかと思います。アンケートの集計結果というのは、県の障害福祉事業課の方にも情報共有はされるのでしょうか。

**【吉野委員】**

協議会が主幸でやるものなんですが、いろいろな所にお渡しさせていただいています。先ほどの26年度と25年度なんですが、この時は55件じゃなくて、89件くらいあったと思います、たしか、事業所の数がもっとたくさんあったので、一件平均200万くらいっていう感じでみなさん思っていたかと思います。

**【佐藤部会長】**

確かそうでしたね。受託事業所がもっと数が多かったですね。

12月になるともう少し実態が見えてくるということでしたので、ぜひ次回の部会ではその情報を提供していただきたいとおもいます。今日確認をしなければいけないのが、「事業所を募集するので、この実施要綱等に基づいて進めてよろしいか」という事を確認すればいいですかね。

**【障害福祉事業課】**

そういう意図というよりは、募集要領自体まだ変える余地もあって、変えるに当たっての御意見を伺えればと思っています。

**【佐藤部会長】**

そうしますと資料1-2になりますでしょうか。ここがポイントになりそうだというところがあれば説明をお願いします。

**【障害福祉事業課】**

要綱を御意見を聞いて見直していきたいという形では考えていますが、まず前本委員の方から回数制限が一つのポイントとして出ている一方で、最初佐藤の方から説明させていただいた、協議の段階で予算額をこえてしまっているけれども、いざ決算になってみると

予算額をかなり下回ってしまうという状況があります。しかし、回数制限を緩めてしまうと当初協議の段階でかなり予算額を超えてしまうと当初の協議額に対してかなりカットした形での事業の委託という形にもなってしまいます。ただ予算も9900万ときまっています。これ以上増やすのが難しいという現状がありますので、このところをどう整理していくかということでございまして、県として回数制限これできまりということではないですが、調査の結果とかこの部会でここは緩めた方が増やした方がいいんじゃないか等の意見があれば、回数制限を見直したいと思えますし、そうすると協議額が増えてしまいますので予算の総量をどう抑えていくのかということもあります。だからできれば県としては概ね回数制限は今のところこのままいければと考えています。ただそうすると決算額が落ちてますので、再度調整する仕組みというのを具体的に入れていければということで、利用者も増えていくといった事をやっていきたいと考えています。また、他にもこうした方がいいとかありましたらそういったところを御意見いただければと思います。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございました。昨年度の場合は12月にこの要綱を配布していますので、今日決めたいということですね。委員の皆様いかがでしょうか。

**【吉野委員】**

アンケートが返りつつある途中の実態ではありますが、返ってきたアンケートの中で多いのが手帳未満の幼児さん達、手帳未取得の方のセンターでの療育支援、集団療育若しくは個別療育という形での、有効性の実施というのは、1月に1回では療育の実が上がらないというのが一つあります。今までは1週間に2回ないしは3回外来療育という形でやっていたのを一月に一回分だけ請求を出しているといった所があるので、それはきちんと実態に即してまだ手帳を持っていない児童発達支援にもかかっていない方たちが手帳取得する前の集団の療育はとても有効でもありますという事でした。もう一つが、外来療育の中でやはり手帳をもっていないけれどもセンターの中で、個別に専門的な療育を受けている場合にもやはりひと月に一回なんですけれども、このひと月に一回というのは個別の療育としては医療の部分もあるんですけれどもそれと合わさっても必要な回数に満たないので、やっぱりひと月に一回は実態として認めてもらいたいんだという思いがとても強いというご意見が返ってきているアンケートの中にも何件か出てきています。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございます。たしかに団体の方から早いうちの支援というのは効果が期待できるといったご意見はごもっともなご指摘じゃないかと思います。ほかにありますでしょうか。

**【江ヶ崎委員】**

千葉県障害児等療育支援事業ということで、勉強不足で申し訳ないですが、何点か基本的なことを聞かせていただきます。まず1つは、療育手帳を問う問わないといった事になっていますがただ障害のある方又はご家族という事になっているかと思うんですけれども、この支援の対象となる方たちというのは、例えば医療機関の方で何かしら診断とか療育の必要性があると判断された方が対象という認識でいいのかという確認が一つ。それから先ほどの予算額の話で言うと実務の中で利用するに当たって事前に計画を出して実施の実態を知って、その実態に対して請求をしていくという形ではないですかね。違うんですかね。仕組みというか運営のレベルの所でどういう風に支援が受けられるのか、請求していくのかといった所が気になりました。それが予算を組んでいくときに、大きくいくら使えるところから計画を提出しているのであれば、計画ではこうだったけど実態はこうだったというところで乖離が出るのではちょっと思いましたが、その辺がどういう仕組みになっていて、その運営の仕組みを考えるともう少し現実的になるのではないかと思ったのが2点目。それから3つ目ですが、おそらくいろんな理由があつてのことだと思いますが、対象の地域が千葉市であつたり船橋市であつたり柏市であつたりを除くとなつていると思うんですけれども、この除いた理由はこういった事なのかなというところをお聞きしたいです。

**【障害福祉事業課】**

対象者についてですが、障害の手帳の有無は問わないということですが、診断等の有無も特に問うものではない、こちらの方では定めていない、必要な方に必要な支援をとということで考えていますから、そういう運用をしています。仕組みの事についてですが、まず前年度中に翌年度事業をやりたいと考えている事業所さんから実施協議をしていただいています。そこでどの項目をやりたいとか、どれくらいの件数、金額、対象人数を考えているか、そのあたりを含めて協議いただいてそれに基づいて前年度中に当初の決定をして、年度明けてから契約をして、事業を実施していただくという形で例年やっています。除いた理由ですが、こちらですが政令中核市になってまして、療育支援事業又はそ



れに準ずる事業をやっていますから対象からは除いています。

**【江ヶ崎委員】**

ありがとうございます。そうすると、事業者側が今年度はどれぐらいの事業に該当する人たちがいるなど予測を立てて申請をしていくということですよ。となると、突発的に必要だなどと思うと、そこがなかなか予想を上回ってしまったら、その分が超えたり請求できなかったりといった形になりますかね。

**【障害福祉事業課】**

そうですね。それぞれ利用制限の回数がありますので、こちらの範囲内であれば利用できますし、事業者さんからの請求は可能です。ただ、全体の実施協議額のところまで決定して事業やっていただいていますので、もしそこからはみ出てしまうものがあつたりするとそれは請求ができないケースもあつたりするので、それはもしかしたら対応がうまくできないことも考えられます。

**【小野委員】**

前にお話しされたときに、この事業ですべてを賄おうと思うから予算をオーバーするといった話があつたと思うんですね。ですから、普通に考えまして、私なんかも自分の子供が、問題が起きてしまったときに年間4、5回という相談量では改善にはなかなかつながらないのが実情で、今正直私の息子がうまくいなくてお世話になり始めたところで、月2回くらいコンスタントにご相談に乗っていただいて、本人の支援、その次につなげていくところまで持っていくまでには、4、5回というのは、かなり少ないというのが本音です。なので、次の事業とかでその部分を補えるとかこの事業だけに集中しない方法というのがあるのでしょうか。

**【障害福祉事業課】**

療育支援事業なんですけれども、一応法定のサービス利用につなげるというのが前提なので、療育支援事業を利用して、法定の障害児通所支援事業とかそういったものをのちには使っていただくとかは考えられます。

**【佐藤部会長】**

これはほんとにいいサービスなんですよ、これは。まだこの後に、乳幼児健診の話がありますけれども、気になるよと言われた段階で使えるサービスがないのですか？となれば、このサービスが一番入りやすいです。手帳がなくても利用できますので、守り育てていく

べきものではありませんよね。千葉県は全国でもかなりの額を費やしています。だからなんかの約束事は必要なんですよね、予算には限りがありますから。ですから、約束事の作り方をどうするのか、できるだけ幅広くという事を考えれば回数制限というのは一つの約束事です。確かに困難事例もあり、1回2回のサービスでうまくいくかといったらそんなこともないといった子供たちもたくさんいると思うので、たしかに利用回数が増えるケースも出てきます。こちらの但し書きにもありますので、利用回数を超えた場合には、今後協議あるいは年度内の再調整という方向性も打ち出してくださっていますので、一応今年度もこの形で進めていくしかないかなと考えていますがよろしいでしょうか。

**【西山委員】**

聞き違いであれば申し訳ありませんが、予算の見直しをしていくといった中で、予算があってその予算が上限までいかないといった事が余分があるのでという話だと思うんですけども、余分がないときは年度途中の見直しはできないとなると、自分は気になる所でした。前本委員の指摘のとおり、介入が必要な状況や予定した通りいかない、こここそが重要な所なのかなと。見直しをどう査定していくのかというのは今後お示ししていただければと思うんですが、要望としては、論理の組み方として、予算の上限に達していないから年度途中に見直しができるのではなく、この制度上、子ども達を救うためには介入が必要な場合がある、あるいは、予定した通りの療育では足りない事があることを前提にそれを査定して優先的にそこに回数上限を超えた支援が行き届くような仕組みが出来ればいいのではないかと個人的には要望します。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございます。ほかにありますか。

では、今年度こういった形で募集するという事で、次年度からという事ですが年度内再調整については、また療育支援専門部会でご報告いただき、連絡協議会の方で集計しているアンケートも踏まえてまた検討できればと思います。よろしくお願いします。

続きまして、報告事項となります。報告事項の1つ目は「市町村乳幼児健診における発達障害の早期発見について」です。これは、平成29年度第4回療育支援専門部会において話題に上がったため今回報告事項として時間を設けています。それでは、事務局から説明をお願いします。

**【児童家庭課】**

それでは「市町村乳幼児健診における発達障害の早期発見について」児童家庭課から報告させていただきます。資料2をご覧ください。初めに千葉県の現状です。資料2の1、乳幼児健診における発達障害の早期発見に関する千葉県の現状をご覧ください。こちらは、昨年度総務省の勧告を受け、厚生労働省が行った好事例調査の折、児童家庭課が県内全市町村に行った調査結果となります。調査時期は平成29年8月、昨年度の千葉県発達支援協議会でご説明させていただいたものです。乳幼児健診は市町村が主体となり実施されているもので、県内の市町村では、それぞれの健診において、保健師や心理職等による待ち時間を利用した行動観察や保健師面接時に絵カードや積み木等を使い、精神及び運動機能の発達確認により発達障害が疑われる児の早期発見に努めております。乳幼児健診で発達・言語に関する専門職(心理士等)が従事している市町村は、1歳6か月児健診で40市町村、3歳児健診で45市町村となっています。また、特別支援学校教諭に協力を得ている市町村もありました。厚生労働省が乳幼児健診で広汎性発達障害を早期に発見するためのツールとして活用普及を図っているM-CHAT、PARSの活用状況は記載のとおりであり、M-CHATの1歳6か月児健診での利用率は35パーセントでした。健診で発達障害の疑いによりフォローアップが必要とされた児童の割合は、1歳6か月児健診で0から62パーセント、3歳児健診で0から49.1パーセントと市町村によりかなりばらつきがある状況でした。ADHD やアスペルガー症候群等の軽度発達障害については集団生活を経験する幼児期以降に初めて障害の特性が顕在化してくるといわれており、現行の乳幼児健診の質が不十分であるというよりも年齢的に見えていないことから、十分に対応できていない可能性もあるとの視点もあります。そこで提案されているのが5歳児健康診査や発達相談の実施となっており、7市町村が取り組んでおりました。以上が千葉県の現状です。

続きまして、昨年度の療育支援専門部会におきまして、御意見いただいた市町村への調査内容について説明させていただきます。資料の中央、2の市町村に毎年実施している調査について、をご覧ください。児童家庭課で行っている調査は太字で記載されている3つの調査になりますが、いずれも発達障害の発見率を算出できる明確な項目がない状況となっておりましたので、千葉県母子保健事業実績報告の中に、①発達障害が疑われることによる支援を必要とする児の割合(%)と②発達障害が疑われる児に対する支援事業についての2項目を追加し、平成30年度の実績分から報告いただけるよう依頼しているところです。また「発達障害者支援に関する行政評価・監視」の総務省勧告を受け、その改善

措置として厚生労働省が全国を取組事例を収集、整理し、好取組事例が周知される予定となっています。別添の資料も参照ください。この中で、市町村を取組事例を収集、整理し、平成29年度内に好取組事例を市町村に周知予定となっています。現在、この取組事例の確認作業がされている状況です。今後、厚生労働省から好取組事例が示されましたら市町村宛て周知してまいります。資料2に戻り、4母子保健分野における発達障害児早期発見・早期療育に関する課題について説明します。こちらも、昨年度の千葉県障害者支援地域協議会で千葉県の取り組み状況と合わせて報告させていただいたものになります。実際に乳幼児健診を実施している市町村を確認し、児童家庭課がまとめたものです。協議会で示した内容を一部抜粋した形になっておりますことをご了承願います。健診時の実施体制における課題としては、時間等が限られた健診という場での判断の難しさがある、スクリーニング方法の標準化、アセスメントツールの研修等が必要といった事があげられました。保護者支援に関する課題としては、健診時に保護者が心配していない段階で、保健師が心配していることをどのように伝えるかが難しく、支援につながらないこともある、経済的な問題やネグレクトの傾向があるなど、問題が複雑化しているケースも多く、保護者の理解を得ることが困難で、支援に繋がらない等が挙がっています。フォローアップ体制の課題としては、療育の場が少なくタイムリーな支援に繋がらない、児童発達支援センター、支援拠点の整備の必要性を働きかけてほしいなどの意見が挙がっています。他に、スタッフの人材不足、スキルアップの場や専門的な立場からの指導・支援の必要性、関係者との連携に関する課題があげられております。詳細については資料をご覧ください。以上です。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございました。質問意見等ありましたらお願いします。

では自分から。県内の好事例というものを何かしらの形で収集するのはないのでしょうか。厚労省からは出るようですが。

**【児童家庭課】**

厚生労働省で調査をした中で、千葉県の取り組みも何件か出させていただいており、好取組事例集に載ってくるかと思えます。ほかの市町村の取り組みについても年度のはじめにあります担当課者向け研修等で、伝えられればと思えます。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございます。やはり好事例の収集というのは、大きなカギになるかと思いま

すので、それをモデルにしながら進めてより良いものにしていければと思います。

**【西山委員】**

質問です。差支えなければですが、課題の所で、学校との連携が難しいというのは具体的にお示しいただければ校長会としてもできる限りのことをしていきたいと考えているんですけれども、お願いします。

**【児童家庭課】**

詳細な資料は手元にありませんが、保育所や幼稚園には健診に入っている臨床心理士さんが巡回指導されていることもあり、市町村の保健師さんとしては、顔の見える関係ができていますので、情報共有がしやすいという状況はあるのかと思います。調査の回答としては、教育機関との連携が難しいとの一言しか入っておりませんが、学校につないでいくというのは、少しハードルが高い状況なのかと考えております。

**【西山委員】**

冒頭の所で、市によっては特別支援学校と連携して進めているというのがありましたが、どうしても発達障害の子ですと、そのあと小中学校に入学することが多いと思いますが、特別支援学校のセンター的機能を利用していただいて、福祉と小中学校をつなぐということもできると思うので、特別支援学校のコーディネーター等をご活用いただければと思います。

**【福留委員】**

現職の時には、乳幼児健診、発達障害の早期発見という業務に携わっていた時間が長かったんですけれども、検診からのフォローアップという言葉、その中で0パーセントという言葉がある所が、把握していない数字としてとらえていいのか、それは言葉を換えれば結果としては見落としになっている内容としてとらえればいいのかという所の確認が1つ欲しいなと思いました。今の西山先生がお答えになっていた、学校との関係の当たりの話では、私が携わった頃の話ではありますが、いわゆる子供は就学して学校に行きますが、保護者とは健康管理部門がつながっていますので、親を通しながらも学校との関係、ましては先生方との関係作りというのはできないことはないなという所で仕事をしましたし、実際の事例を通しながら、学校が終われば地域に戻るという考え方の中での支援活動というのもすごく意味があるなと思ってましたので切らないという考え方でやっていた経験を持っています。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございます。ちなみに0パーセントだったという事の意味は何ですかね。

**【児童家庭課】**

発見率を答えていただいているので、把握していない所は、把握していないで回答を頂いています。発見率0の所は、28年度の検診の結果、該当者がいなかったということです。人口規模によって、その年度がたまたま0ということもあり得るかと思います。経年的に見れていないですし、指標の取り方もはっきりしていないので、この数字だけをみて判断するのは難しいと考えます。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございました。ほかにありますか。

**【小野委員】**

うちの子は自閉症でして、もう20歳を超えているんですけども、たまたま成田市の親子教室の方に参加させていただきながら、二歳前から療育に入れたおかげで、親も子供も専門家の方に早く出会えることですごく前向きに子育てもできましたし、子育てを楽しいなど思いながら進めたという事に感謝しているんですね、なので、当時の袖ヶ浦市にはちょっと気になる子たちへの親子教室みたいなものはなかったので、成田市にお世話になったんですけども、そういった形で市で親子教室を、例えば支援学校や特殊教育の方をされていて、途中で子育てでリタイアされている方とか、市の宝になる先生方がいらっしゃると思うんですね。そういう方を発掘してぜひ身近なところで親子教室を開催して下さるとすごくいい事例じゃないかと思います。それと、学校との連携というと袖ヶ浦市の特別支援連携会議、10年ぐらい前くらいから始まったやつだと思うんですけども、先端校として支援学校の先生が入りまして、保育園や幼稚園で問題になったお子さんたちを丁寧に支援学校の先生方が巡回されたりして療育に入っているという報告を受けましたので、地元の学校との連携はとても力になると思います。

**【長谷川委員】**

最初の所で、乳幼児健診の千葉県の現状という所で、厚生労働省が普及を図っているという所での、アセスメントツールのM-CHATとかPARSで、これにおいて先ほど活用している市町村数ということで、全体35パーセントとおっしゃっていたんですが、今後千葉県として、このツールを普及させていくお考えはあるのかどうか。私ども流山市で、早くか

ら取り入れている市町村の事を聞いて、議員の方から質問されて、特に M-CHAT なんです  
が、簡易的なものですから、やってしまうと保護者の方が自分のお子さんの状況を客観的  
に捉えたくて当てはめてしまっちゃうという危険性があるということもあり、非常に慎重  
にしている部分があって、この導入については、議論中という所なんです、先ほど申し  
ましたとおり、県として今後どのようにこのツールをやっていくのか教えてほしい。

**【児童家庭課】**

現時点での判断は難しいと考えています。先程の4の実施体制における課題の部分でも、  
使用しているアセスメントツールの妥当性についてわからないというご意見も出ていま  
すので、そのあたりについては今後の動向や健診での活用状況等で判断していくべきと考  
えております。県としてアセスメントツールを推進していくといった考えの下、調査を行  
っているわけではなく、厚生労働省により一つのアセスメントツールとして示されてお  
りますので、市町村の使用実態を確認しているという状況です。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございます。ちなみに千葉市では、平成26年から M-CHAT をそのまま使っ  
ているのではなくて、あくまでもそれにある項目を問診票の中に入れ込む形で使ってい  
ます。あくまで参考にしながら問診票を作成しています。いずれにしても、好事例の収  
集というのは非常に大事だと思います。こういうものをどういった形で活用している  
のか、という事例をですねとにかく収集していただいて幅広く周知をしていただく  
という事が大事じゃないかなと思います。是非今後毎年このような形で報告いただ  
ければと思います。この課題についてはこれでよろしいでしょうか。続きまして、  
報告事項の2つ目、「保育所等における障害児を対象とする優先利用の実施状況につ  
いて」です。このことも、平成29年度第4回療育支援専門部会において話題に上  
がっています。それでは、事務局から説明をお願いします。

**【障害福祉事業課】**

障福祉事業課の江口です。私の方から、説明させていただきます。資料3をご  
覧願います。昨年度の部会で「どのくらい実現しているのか」等のご質問がありま  
したので、市町村に照会し、回答のあった47市町村の状況になります。1は、  
優先利用ではなく、「障害児保育」になりますが、国の示す優先利用の考え方に、  
「障害児保育を実施している保育所については、障害児が優先的に利用でき  
るようにする必要性が高いため」とありますので、

数字を抑えてみたものであり、37市町村が実施しているとのことでした。2からが「障害児を対象とした優先利用」の関係になりますが、運用をしている市町村は18市町村でございます。運用の開始時期は、27年度が13市町村、28年度が2市町村、29年度が2市町村、30年度が1市町村でございます。昨年度の優先利用者数としましては、1人から3人が2市町村、4人から6人が1市町村、7人から9人が2市町村、10人以上が1市町村となっており、0又は未記入が12市町村でした。また、障害児を優先利用の対象としているとしたところに、障害児でない医療的ケア児も対象としているか聞いてみたところ、2市町村が対象としているということでございました。障害児の優先利用の運用にあたっての課題について聞いてみたところ、保育士不足が基本的にあるようです。医療的ケア児を対象とすることについては、対応可能な保育士や看護師の確保の他、どういったケースを対象とするかの取り決めが困難との意見もありました。また、国や県への要望を聞いてみたところ、人的支援、財政的支援の他、統一基準の作成、心理的負担を解消する仕組み、医療機関との連携・サポート、研修などの意見がありました。以上で説明を終わります。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございました。ご質問等ありましたらお願いします。

では自分から。一番最初の障害児保育の実施という所で、していないという市町村が10市町村あるんですけどもこれは公立保育所等が、障害のある子を受け入れませんよといったものがまだ10市町村あると理解してよろしいですか。

**【障害福祉事業課】**

これは、しているしていないを問うてこの結果がきましたので、具体的な状況についてはわかりません。

**【佐藤部会長】**

追加の質問になりますが、これは単純に「障害児保育をしていますかしていませんか」みたいな質問で、していないと回答が来たのが10あった。

**【障害福祉事業課】**

そうです。

**【佐藤部会長】**

そうなんですね。



### 【福留委員】

前提として公立保育なんですかという確認をしたんですけども。保育所等と等となっているので含みがあるなということで見えていたんですけども、基本的には公営の保育所を指していますか、それとも理解ある私立も入っていますか。

### 【障害福祉事業課】

私立も入っています。

### 【子育て支援課】

質問の途中ですが、子育て支援課の方から保育の状況について御説明します。今回の調査は、障害福祉の担当部署から、障害の担当部署の方に保育の優先の入所というのをやっていますかということでおたずねをされました。聞いたところではこちらの会議で、そういった質問があったのでということなんですけれども、まず最初に説明したいのが、障害のあるお子さんの優先の入所等については、国の方が通知を出してしまっていて、基本的にはどういったお子さんを保育所に入れる優先の順位とするかというのは、市町村が保育の実施主体という事なので、市町村の方で決めております。多くの市町村が点数化しております。例えばひとり親の世帯を優先するとか、障害のある世帯を優先するとか、障害のあるお子さんについては何点とか、そういった得点付けをしまして、住民の方々に公表するといった形をとっています。私共保育の担当課としては、どういった場合のお子さんをどの基準で優先の入所にするかというのは、基本的には、それぞれの市町村がきめられることという風には思っていますが、国の通知の中でも、いろんな優先の例として、例えば生活保護の世帯であるとか、障害を有する場合ですとか、育児休業を終了した場合とか、兄弟が保育所に入っている場合とか、いろんな例示をしておりますので、そういった例示の一つとして障害のあるお子さんたちを優先ということで、ポイント化していますかというお問い合わせを障害の担当の部署がされたというのがこのアンケートになっております。私共もこの数字をみて、保育の実施の担当課との連携がよろしくないのかなという印象を受けまして、私が承知している限りでは、障害児保育を受け入れている施設というのは県内たいへん多くございまして、国の方が年1回数字を公表しております。今公表されている数字が、平成28年中、何施設が障害児保育を実施して、受け入れたかという数字を友とにもってきていますが、530施設が障害児保育を実施しまして、受け入れの障害児数も2058名、平成28年度の数字です。平成29年度、今ちょうど市町村に照会をして

いる所ですが、手元で見るかぎり増えています。施設数も受け入れのお子さんたちも増えている状況です。障害の部署からの回答の部分だったので、先ほど説明があったように、人的支援とか財政的支援が足りないというお話もありますが、実際障害のあるお子さんを受け入れたりしますと、国が定めた公定価格という保育所に支払われるお金がありますが、そちらでの加算があります。プラス県としても、保育の実施されている市町村を通じてですが、障害児の方を受け入れるためにプラスで保育士さんを雇った場合は加算措置というのも県単独でやっています。ただ、そういった事も御存じない施設、市町村も多いのかもしれないというのは反省として持っています。また、医療的ケアの必要なお子さん等についても、受け入れる施設、そして保育所にいらっしゃるお子さんの数は増えているのですが、十分なのかと言われるとまだまだ十分ではないと思います。なかなか優先してそういった方々からまずといった形に今保育所の状況として、保育士不足であったり、待機児童の問題がある中で、優先としてはなっていないという状況もありまして、県としては、会長さんが別の件で好事例を集めて知らしめるのが大事じゃないかという話もありましたので、例えば医療的ケア児のモデル事業というのは昨年度から国が予算だてをして、県もそれを使って活用していますが、そういったものをやっている市町村の事例発表というのを市町村の担当者向けにやったりもしています。引き続き、障害担当課と保育の担当課がいろいろと相談をしながらやっていきたいなと思っています。福留委員がおっしゃったように公立ばかり受けているのかといったご質問があったかと思いますが、530施設のうち公立は301で、私立は229です。私立の保育所も受け入れについては前向きにやれるところからやっているという状況が県内ではあります。以上です。

#### 【佐藤部会長】

丁寧な説明ありがとうございます。ほかにありますか。引き続き好事例を収集して担当者会議等で御周知いただければと思います。

続きまして、報告事項の3つ目、「袖ヶ浦福祉センター見直しの進捗に関する総括評価（答申）について」、事務局から説明をお願いします。

#### 【障害福祉事業課】

障害福祉事業課の鈴木です。資料になりますが4-1、こちらが概要版、資料4-2こちらが進捗管理委員会から提出のあった総括評価の本体ですが、時間の関係上概要版により説明します。一ページ目をご覧ください。平成25年11月に袖ヶ浦福祉センター養育園

で発生した虐待死亡事件を受け、千葉県では、平成27年度から29年度までを集中見直し期間として、「千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会」の評価を受けながら、センターの見直しに取り組んできました。本年8月に、進捗管理委員会から、これまでのセンターの見直しに係る評価及びセンターの今後のあり方等についての提言を含む答申が提出されました。その内容について報告します。初めに評価の内容です。2ページをご覧ください。平成26年8月の第三者検討委員会の答申でしめされました見直しの項目に沿って評価をいただいています。(1) 今後のセンターのあり方について、少人数ケアへの転換という所ですが、養育園は、個別支援が実現できつつあるが、更生園は、大規模施設時代の集団処遇が継続している。少人数ケアに向けたハード整備は、方法論さえ提示されていないという指摘です。次に②半分程度を目指す定員規模の縮小についてですが、養育園は定員の半減目標を達成したが、更生園は数人が地域生活へ移行したにとどまっている。これは、利用者本人の意思決定支援や、地域生活を意識した支援ができていないことが理由として挙げられる。また、県内の他の福祉資源から孤立していることも大きな原因と考えられ、この点については県の責任は大きいとの指摘です。次に③障害児の受入先確保です。養育園の定員規模縮小をカバーするために、2か所の新規施設整備を行ったことは評価できるが、2施設の現行の稼働状況については、県による把握・関与が不十分である。次に④強度行動障害支援体制の構築についてです。県内施設等に対し、研修や地域生活への移行に向けた各種補助事業を実施した点は評価するが、県内全域の強度行動障害支援を担うには、質・量とも不十分であり、県内での地域型の強度行動障害支援の体制が整備されていると評価を行うのは困難である。次に⑤閉鎖性の解消についてです。養育園は、職員と特別支援学校教員との相互交流など、外部との接触の機会が増え、また、利用者の代弁者としてパーソナルサポーターを導入したことも開放性の向上に役立っている。その一方、更生園は、外出の機会も依然として少なく、職員が利用者を監視するタイプの支援が続いている。施設の建物構造や設備面の制約等があり、隔離・密室性が克服できていない。次に⑥きめ細かなケア（生活の場での改善点）についてです。食事の提供方法や外出機会の拡大、日中活動の内容等、利用者サービスの改善に向け一定の努力が認められるが、施設の設備、支援メニューからも、県立施設に求められる実践レベルに到達との評価は難しい。施設として最低限の水準を回復したに過ぎないという評価です。(2) 今後のセンターの管理運営のあり方についてです。平成30年度からの指定管理者の指定に当たっては、

第三者検証委員会の最終報告に沿って更生園と養育園を分割して公募したが、結果的には第三者検証委員会が求めた民間法人の参入には至らなかった。定員半減・少人数ケアという目標を達成できないまま、事業団が5年間事業を継続することになったが、指定管理期間が終了するといった制約があったとは言え、県は、公募条件や公募手続きなども十分に検討し、進捗管理委員会の評価を待つべきであった。(3) 今後の千葉県社会福祉事業団のあり方についてです。支援姿勢を利用者本位に改めることについては、本人の意向確認の様子が見られないため、利用者本位の支援が職員に理解され実践が定着しているとは思えない。研修を受けた職員の登用などによるモチベーションの向上については、他施設で職員の長期研修を行ったことは評価するが、事業団として個々の職員のキャリアパスをどう整備するかは示されていない。事業団の執行体制の強化については、県が県立施設としての将来像を最後まで示さなかったことが改革を遅らせた原因であり、事業団の士気を損ねた、という指摘でした。次ページです。(4) 県や外部による重層的なチェックシステムの構築についてです。県の指導監督や監査の強化、監査時の民間人材によるチェック、指定管理者のモニタリングの強化は丁寧に実施された、と評価をいただきました。これらを踏まえて、12項目にわたる提言をいただきました。1つ目と2つ目、こちらは更生園のものです。(1) 県は、更生園について、新規入所者の受入停止を今後も継続すること。(2) 県は、更生園での有期の新規入所者の受入れも停止すること。(3) 県と事業団は、更生園の新規入所者の受入停止を継続しながら、地域移行の努力を責任を持って行うこと。4つ目は事業団の実習事業についてですが、事件を受けまして、最終報告に沿ってセンターの運営に注力する為28年4月に自主事業を民間移譲しています。事業団が、センター利用者の地域移行先として、少人数の地域密着型の居住支援を自主事業で試みる場合、県はこれを認めること。(5) 県は、センターの今後のあり方を検討するための委員会を設置すること。なお、この委員会は地域移行を念頭においた委員構成とすることが望ましい。(6) 県は、センターがあることに依拠しない県内全域の強度行動障害者の支援システムの構築を検討すること。(7) 更生園については、第六次千葉県障害者計画の終了時点までに県立施設として存続するかどうかを(5)の委員会で判断すること。もし県立施設としては廃止する場合は、民間移譲の方法を指定管理の残りの2年間で検討し、利用者の方々の処遇については、県が責任を持って対応すること。(8) 更生園の建物については、小規模で少人数ケアのできる建物とし、大規模入所施設としての建替えは行わないこと。なお、建替

えに当たっては、利用者の社会参加が容易であり、共生社会の理念に沿った場所を選定すること。(9)養育園については、県立施設として指定管理による運営を継続するかを、(5)の委員会で判断すること。また、新規入所者の受入れをいつ再開するかも、(5)の委員会で判断すること。(10)養育園については、短期の有期利用(例えば6か月から1年程度)を実施し、家庭復帰や地域移行ができる施設を目指すこと。(11)県は、児童相談所も含めた県内全域の障害児の療育環境の体制づくりを検討すること。(12)養育園の建物については、大規模入所施設として建築されており、地域の中での小規模で少人数ケアのできる建物への建替えを検討すること。なお、建替えに当たっては、利用者の社会参加が容易であり、共生社会の理念に沿った場所を選定すること。

前本委員から委員会を年度内に設置すべきとのご意見をいただいています。県としてもこれらの意見を踏まえまして、センターの今後のあり方や県内の支援体制を検討する為、現在検討会議の設置開催に向けて準備を進めているところです。以上です。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございました。先ほどもありましたが、前本委員から関連の養育園の対応についてということで、意見書が出ています。併せて御確認いただきながらご質問等お願いします。

前本委員の意見は、よくなっているんだよということなんですかね、これは。年3回向かっているんですね、ドクターとして。一番最後にありますけれども、この部会として一度も正式に議題にしてこなかったのは大きな反省事項だろうという事ですけども、委員の皆様いかがでしょうか。

**【吉野委員】**

前本委員御欠席ということで、言ってきてくださいと言われたことがあります。それが、委員会を立ち上げるのは、ぜひとも今年度中にという事をお願いしたいという風に言っていました。その中で医療的な入所者に対するアセスメントを取るべき医療者がいない現状があるので、ならせたいと言いたいということをここで伝えてくるように言われました。それから、もう一つ、療育支援部会として、反省がありますけれども、論議を継続的にしてきてほしいんじゃないかというご意見がありました。養育園に関しては子供のことで、千葉県内で一番大きな強度行動障害という県立の施設の問題でもあったので、してこないといけなかったなと思いました、ので、先生からの伝言です。それから、にじ

と風相談室の相談員として、最後に残っている養育園に残っている地域移行を進めている、定期的に面会にいたり一緒に外出をしたりして、遊びに行ったりしまして、養育園の職員さんたちの変わりようが、事件が起きてからしばらくの間は全然どうなっちゃうのかしらと思ったんですけども、とても自分の仕事に誇りをもって前向きになっていらっしゃる方々が残っているんだなというのをすごく感じます。ただ、宙ぶらりんの期間がちょっと長くなってきているのでモチベーションをいつまでもって仕事をしていただけるのだろうというのが、最近伺うと不安になることがあります。やっぱり外部委員会としては、自分たちで反省なさって、職員として改善を、不十分ではあるかもしれないんですけどもしてきていらっしゃる方々が多い中で、その方たちをどう処遇していったらいいか、どう活用していったらいいか、県立の施設としてどうあるべきなのかっていうのを、千葉県で唯一の県立の施設ですので、この短期間の問題とかも含めて、やっぱりもっとちゃんと議論しないと、せっかくあそこにいる人材が、なんだかどんどんモチベーションが維持できなくなってしまうのではないかと考えています。職員さんたちが変わられましたので、県で唯一の施設として、何をしていくべきかと、私たちは委員会に出られなくても意見を言うことくらいはできると思うので、そういった役割も療育支援専門部会が果たせるといいかなと考えています。現実には最後に残った一名の地域移行をやっているんですけども、本人が移行しないといったらなしになるので、委員会だけにお任せするのではなく、県の総合支援専門部会の子供をやっている療育部会において養育園の事を、最初はびっくりしてショックではありましたが、きちんと提言という形にはならなくても、意見としてお伝えできるものを作っていった方がいいんじゃないかなと伺っている中で感じました。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございました。事件直後ですね、すぐに第三者委員会が立ち上がって私の前の部会長であった田中先生がすぐにそちらのトップに入ったので、ある意味お任せしていたところもあります。ご指摘のとおりこの部会としてもこの部会としても問題に注視すべきだったと私も反省しております。ほかにいかがですか。

新しくできる委員会というのはいつ頃なんでしょうか。

**【障害福祉事業課】**

今の進捗状況ですが、委員の手続き等をおこなっていますので、それが済めばすぐにできるだけ早く開催したいと考えています。委員の公表はできませんが、この部会の中から

も何名かはっていますので、部会の意見等がありましたら、検討会議の場で議題として取り上げるのも可能だと思います。

【佐藤部会長】

ありがとうございます。引き続き委員会の方とも連携を図っていかれたらと思います。前本委員はドクターでもありますので、ぜひドクターでの立場でも委員会に入ってほしいなと思います。

【小野委員】

地元の事件でして、うちの子もなくなったお子さんが以前在学していた、槇の実にいたものですから、保護者もみんなすごくショックで、お母さん方も、子供たちはもっとショックだったと思うんですけど、大変だった状況だと思います。当時は考える機会が多くありまして、私達にとって養育園というのは、センターの存在というのはすごく専門的な頼りになる場だったんですね。幼児期の療育はほとんどセンターに行っている方たちが多かったと思います。専門性の高い職員の方たちが、多くいらっしゃったと思いますし、医療機関もそのセンター内にありましたので、ほかの医療機関には関われないというお子さんも多いですので、安心して医療の面でもお世話になるという、信頼関係のある所というイメージの中での事件で、ふたを開けたときに、この頃運動会とかに付き添ってくる職員の方たちって、ジーパンをだらっとはいてきたり、あまり今までの職員のイメージと違って、若い青年とかが多いなと感じ始めていたんですけど、それを保護者の中でも改善したり、気持ちを伝える場を持たないで、違和感を感じながらきた結果だったような気がします。療育部会の方でこのことをしっかり皆様が考える機会が出来ればと思います。保護者としての素人の考えですが、県として学校の教員の研修の中で、何年目研修とかの時に、先生方がそういう場に行くとか、やめられた先生の再就職とか、お手伝いに入る仕組みとか、地元の親も子供の事がわかりますので、お掃除のお手伝いとか、やっぱり何か周りが入っていける仕組みがあるといいなと思っています。

【佐藤部会長】

ありがとうございます。強度行動障害の事に関しても、事後的な対応という側面は否定できません。療育支援専門部会では、乳幼児健診から療育支援事業にはじまって予防的な対応を検討しています。事前の支援が本当

に大切だと思います。かつてに比べれば、小さなころから様々な療育サービスが充実し

ていて、パニックを起こしたりする子どもも特別支援学校の中で減ってきたかと思います。予防的な部分をこの部会できちんと議論していくことは大事だと思います。前本委員到着しましたので一言ありますか。

**【前本委員】**

児童の施設で起こった事件ですから、この部会で揉まなきゃいけないかと思うんです。答申までこの部会が一言も発さなかったという事を反省しなきゃいけないかと思います。それから、事業団に常勤の精神科医がいるんですけども、中何にも見てないんですね、一切見ていない。アセスメント無しで見てるんですよ。それが大問題だと思うんですね、その医者は何をやっているんだと。結局私が嘱託医で入って行って、スタッフの皆さんとケーススタディーをして、アセスメントをして判断しているというのはおかしいと思うんです。実際スタッフの質はどんどん向上しています。質問がどんどん大きくなってきて、あげてくる資料も的を射てきているんですよ。それまで強度行動障害になったきた人達は、前段階の課題とかいろいろあったと思うんですけど、目の前の課題をどうするかというときに、ノーアセスメントで若いスタッフたちにすべてやれというのは無理です。もっと専門家が関与しないといけないし、そもそもこの答申、県がもっとやりなさいと言っているわけですよね、であれば今年度中にもっとやらないと、もうスタッフしょげてるんですよ。お通夜の様子です、スタッフがやめてしまいます。結局今やっていることは、養育園に誰も入れないで、自然減を待っているだけで、更生園は自然減がないから減りませんという、飼いきれしですよ。そんな風にしかやっていないのが問題だから、今年度中に委員会を立ち上げてもらって、専門家がアセスメントには行って、スタッフを支えないといけないと思います。よろしくお願いします。ここで意思表示しなかったらこの事件死に損ですよ。殺し得です。以上です。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございました。今年度中に立ち上げる方向で進めていただいていることですので、是非お願いします。

**【前本委員】**

必ず設置してください。それが部会の意見という事にしましょう。絶対ですよ。

**【佐藤部会長】**

そういう見通しで進めているんですよ。



**【前本委員】**

部会はどういう意見になるんでしょうか。「よろしくお願いします」でいいんですか。「はいそうですね、よろしくお願いします。」だけじゃ絶対だめだと思うんですけど、それでいいんですか。

**【佐藤部会長】**

どうしてですか。

**【前本委員】**

だって人が死んでいて県は何もやっていないんだもん。ほんとに感じない。養育園にずっと行って。痛感する、中にいて。

**【障害福祉事業課】**

障害福祉事業課長の岡田です。前本委員から必ず設置しろとのご意見をいただきました。必ず設置するという事に致します。県もいろいろと取り組んできまして、見直し進捗管理委員会の委員の方には、県としても事業団としても、取り組んできたことに関してはしっかりと説明してきたつもりです。ただ、委員会の委員の判断として、ああいった最終評価になった事に関しては、県も非常に不満に思っております。ただ、今後取り組むべき課題として提言いただきました。これについてはしっかりと議論して行って、やっていきたいと思っています。この部会としても、是非議論の進捗状況等については報告させていただこうと考えています。よろしくお願いします。

**【前本委員】**

私はそんな委員会が出来ようができませんが協力します。よろしくお願いします。

**【佐藤部会長】**

前本委員が来る前にも委員の皆様から前向きな意見が出ていましたので、この部会としても関わっていきましょうということで、できる範囲できちっと亡くなられた方のためにもしっかりとやっていこうと思います。

続きまして、報告事項の4つ目、「千葉県総合支援協議会専門部会委員の任期について」、事務局から説明をお願いします。

**【障害者福祉推進課】**

障害者福祉推進課の加藤と申します。私の方からは、千葉県総合支援協議会専門部会委員の任期について説明します。手元の資料5-1、5-2をご覧ください。まずは5-2

をご覧ください。千葉県総合支援協議会（第六次千葉県障害者計画策定推進本部会）設置運営要綱、こちらの方、第6次計画の策定にあたりまして、障害者総合支援法の規定に基づいて、県が設置したものとなっています。千葉県総合支援協議会本部会の中に、第8条に「本部会のもとに、別表に掲げる専門部会のほかに必要な専門部会を置くことができる。」という風になっておりまして、専門部会の委員の任期は2年とする、と決まっております。療育支援専門部会を含めまして、6つの専門部会が設置されております。本部会のもとに状況に応じて専門部会を置くことが出来るとなっている状況です。続いて、5-1をご覧ください。委員の任期については、今年度末までとなっています。二年間の任期のまま、改選をするのかどうかという所について説明します。言葉で説明するのがなかなかわかりづらい所がありますので、次の表をご覧ください。変更前というのが、専門部会任期2年という形で整理したものになります。平成29年に第6次計画を作るに当たって、6次計画策定本部会が設置されまして、その下に部会が設けられました。専門部会の任期は2年、本部会は3年という風になっていますので、31年度を見ると、6次計画の計画期間ですが、本部会の任期は31年度までである、専門部会の任期は今年度末で切れて2年としますと、第6次のもとに設置された専門部会が、第7次の計画に係るというちぐはぐな形になってしまいますことから、変更後、31年度の所、第6次計画の計画期間で31年度に本部会の任期が終わりになり、第7次計画を策定するための本部会が32年度に立ち上がることとなります。32年度で、本部会の設置、専門部会の設置を整理するために今年度末の専門部会の改選の任期は1年ということで、整理をさせていただきたいと考えています。今年度、皆様の任期が完了となりますが、来年度は1年の任期とし、7次計画を策定する本部会を立ち上げるのと同時に専門部会を設置し、以降は任期を3年間として揃えて開催を続けていきたいと考えております。なお、この件については、12月27日に総合支援協議会の本部会を開催しまして、ご了承いただく予定となっていますので報告させていただきます。以上です。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございました。本部会の方の任期に合わせるということですよ。31年度については、1年間という事になりそうですね。これはもちろんここで決めるというよりは、27日の本部会の方で決めるということによろしいですよ。

**【障害者福祉推進課】**

はい、そのようなことになります。

**【佐藤部会長】**

という事ですので、何か意見があればお願いします。これでよろしいですね。

それでは本日予定していた内容は以上になりますが、委員の皆様から何かありますか。

**【竹内委員】**

1回目は欠席しているのですが、状況がいまいちわからないんですけど、医療的ケア児・重症児者のアンケートをやったと思うんです。確か9月だったと思うんですけど、その後の集計とか、その途中経過とかってどうですかね。

**【障害福祉事業課】**

障害福祉事業課の江口です。報告させていただきます。9月末という形で出しましたが、そのあとも随時過ぎても提出お願いしますと、調査の着手が遅かったものですから、9月以降も現在も受付している最中です。まだ配布している最中という報告もありますので、集計はまだまとまっていません。今後1月に医療的ケア児の協議の場を設置して会議を開きたいと考えていますので、そこで中間集計が出せればと考えています。結果についてはまた専門部会でも報告できればと考えています。以上です。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございます。次回も吉野さんの報告やこの実施調査など様々な集計結果の報告をお願いします。

**【吉野委員】**

放課後デイサービスの連絡会の代表として、報酬改定の影響がありまして、7月26日に事務連絡を出していただいて、県の方で再判定、区分変更の受付の延長をさせていただいて、それについても影響実態調査ということで、千葉県内に実態のある事業所が550事業所ほどありますので、そこへ調査をかけている状況です。だいぶかえってきている中で、1割ぐらいしか事業所の変更がなかった、という数字が出てくるだろうと、なんとか生き延びられるという、介護給付費が以前と同じ形で出てくると、今までの70パーセントくらいになってしまっていたところの10パーセントぐらいが少し区分1になったという回答が返ってくるだろうという、まだ全然かえってきていないですけど、たった1割です。再判定していただいても変わらない事業所が多いという結果が出てくるかと思います。全体が25パーセントカットで、区分1という高い方になってもやはり10パーセントくら

いカットですので、事業所の数が9月以降にも影響が出ていて、統廃合や、廃止の事業所が出てきています。夏ぐらいから、お恥ずかしいですが、使用者虐待で訴えられたり、訴えられそうになっていたり、合理的配慮に欠ける支援をしてしまうということで、市町村から問い合わせが入ったり、事業所から相談が入る事例が少しずつ増えてきている最中です。なんでかということ、給料の高い管理者であったりサビ管であったりは、安い給付費でやらないといけないのでそういう人達を排除して、年数の浅い今年取ったサビ管たちみたいな、経験の少ない人達を経営上雇用しないといけないということで、事業所の中がかなり混乱をしているので、虐待通報までには至らないまでもということ、千葉県内の事業所でも混乱が、子供たちに直接かかわる運営面でも、混乱しているなど。ちょっと一時おさまった8月だったんですけど、9月からまたちょっと増えてきているので、たかがお金、されどお金で、どういうものなのかなど、子供たちに対する支援も30万もらっていたのを15万にしてくださいとはとても言えないので、そういう方たちがあふれて、離職なさったり、介護保険の方に移行するのがとても増えてきています。ので予断をゆるさないような状況ですが、年度の終わりくらいには少しおさまってくれば報告が出来るかと思えます。少しでも子供たちにとって、よかれと思っている放課後休日活動が良い方向に少しでも向いて来るように、千葉の放課後連一同で活動しますので、またご報告できればと思います。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございます。是非次回報告いただければと思います。

それでは事務局にお返しします。

**【障害福祉事業課】**

佐藤部会長、委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして平成30年度第2回療育支援専門部会を閉会させていただきます。

本日は長時間にわたりありがとうございました。